

地方分権の推進に向けて ～関連する事務の一括移譲 (パッケージ移譲)方式の導入～

大阪府総務部市町村課 大庭 毅

はじめに

平成6年の中核市制度の創設、平成11年の特例市制度の創設を経て、平成12年には地方分権一括法が施行されました。それまでの中央集権型の行政システムの中核的部分を形作ってきた機関委任事務制度が廃止され、新たに区分された自治事務あるいは法定受託事務ごとに、国の関与を法令の根拠を必要とする助言・勧告、協議、是正の要求などに地方自治法上基本類型化されるなど、国と地方の関係が制度的にも「対等・協力」関係に位置づけられました。また、国の権限が都道府県に、都道府県の権限が市町村に移譲され、地方自治体は、自己決定・自己責任の原則の下、より地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められることとなりました。

その後も、地方自治体を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。人口減少社会が到来し、少子高齢化が進展する中で、どのような公共サービスを提供していくのか。また、地球温暖化・リサイクルなどの環境問題、安全・安心なまちづくりなど、行政が住民との協働を図ることにより対応すべき課題が増大している中で、住民の自主的活動との連携・協働により、いかに地域課題に取り組んでいくのか。次々と発生する新たな地域課題への取組が必要であり、地方自治体の役割は増すばかりといえます。

こうした社会情勢の変化に的確に対応し、複雑多様化する地域課題を克服していくためにも、住民に最も身近な基礎自治体である市町村においては、それぞれの地域にふさわしい、主体的・総合的な取組がこれまで以上に求められています。

【地方分権一括法により移譲された権限】

具体例1 都道府県へ	<ul style="list-style-type: none"> 重要流域以外の流域内に存する民有林に係る保安林の指定・解除等 国立公園の特別地域の指定等 公共下水道事業計画の認可等
具体例2 市町村の規模に応じた権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○法令指定都市へ <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の決定(特に広域的な判断を要する都市計画を除く) 埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出受理等 ○中核市へ <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく開発審議会設置 県費負担教職員研修 宅地造成工事規制区域の指定等 ○特例市(人口20万人以上の市)へ <ul style="list-style-type: none"> 騒音規制地域、悪臭原因物排出規制地域、振動規制地域の指定等 開発行為の許可等 再開発事業の計画の認定制度に係る認定等 ○市【一部福祉事務所設置町村を含む】へ <ul style="list-style-type: none"> 史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可 児童扶養手当の受給資格の認定等(平成14年8月施行) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可等 ○市町村へ <ul style="list-style-type: none"> 犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付 身体障害児に対する補装具の交付、身体障害児及び知的障害児(知的障害者)に対する日常生活用具の給付 市町村立高等学校の通学区域の指定 ○その他(建築主事を置く市町村)へ <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の許可事務等の一部(建築審査会を設置した場合に限る)

※地方分権推進本部「スタート!地方分権」(H12.3)より

地方分権改革の意義・必要性と事務移譲

地方自治制度のいわば基本となるべき地方自治の本旨とは、「地方自治と団体自治の2つの要素から成る地方自治の概念を意味するもので、一定地域における行政はその地域の住民の意思に基づいて処理すべきである。」ということです。こうした社会を確立するため、これまでの地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした新たな法律「地方分権改革推進法」が昨年12月に制定されました。地方分権改革の推進は、「国と地方公共団体がそれぞれ分担すべき課題を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行

われるもの」と定められました。そして、地方分権改革のために、あらためて事務移譲の推進が施策のひとつとして位置づけられました。

また、これまでの地方分権というと、どうも目線が中央にあり、国から地方に、都道府県から市町村に、権限や財源が分け与えられるものといった印象があったように思いますが、こうした上から下へという発想ではなく、これからは地域の課題について、「個人ができることは個人で。そして、個人でできないことで、地域の共同体でできることは地域の共同体、即ち、地域のコミュニティで。そして、地域の共同体でも解決できないことは地方自治体、つまり市町村であり、都道府県で。そして、地方で解決できないことがあるときに初めて国が解決をしていく。」そういう補完性の原理をより徹底した社会を作っていくという発想に転換していくことが大切です。そうした社会を作っていく上においても、住民に身近な行政はできる限り地域に委ねられることが望ましく、その意味でも事務移譲の推進が強く求められています。

これまでの事務移譲の取組と課題

地方分権を進めるに際して、大阪府と市町村との関係形成の中軸となっている制度は「大阪版地方分権推進制度」（以下、「分権推進制度」という。）です。この分権推進制度は、平成8年12月に取りまとめられた『大阪版地方分権推進制度に関する考え方（勧告）』に基づき制度化され、市町村の「自主的判断と選択」により、府から市町村への事務移譲、関与の廃止縮減を図ることを目的としています^{*1}。

【事務移譲を進める手続き】

この分権推進制度では、市町村課から、毎年6月頃に市町村に対して意向調査を実施し移譲希望を把握するとともに、府の各部局に対しても調査を行うことにより移譲可能な事務の抽出を行ってきました。具体的には、事務移譲を求める市町村は次の手続きを行うこととなっています。

まずはじめに、「分権推進に関する基本的な考え方

（分権実施計画）」の策定です。この計画では、分権時代に向けての取組方針（総合計画との関係等）、分権時代に向けて重点的に取組を進める施策分野を記すとともに、移譲を希望する事務の内容等（事務名、根拠法令、移譲希望年度、移譲による効果、必要な人的支援、施設整備）、関与の見直しを求める場合には希望する見直しの内容等（根拠、見直しの内容、見直しによる効果）、分権時代に向けて整備を進める公共施設等がある場合にはその内容等（名称、施設の概要、重点施策との関連性、計画年度、総事業費）を提出していただいています^{*2}。同時に、府に対して、希望する事務の根拠条項、事務に必要な経費（処理1件当たりの人件費、同事務費、初期経費とそれぞれの算定根拠）、人的支援措置、年間処理件数（予定）、必要経費見積額を申し出ることとなっています。府側は、この申し出に対して、事務の内容、時期、財源措置、人的支援等の検討を行い、移譲の可否を回答することとされています。

府では、このように市町村側からの「申出方式」により事務移譲を進めることを原則としていますが、法令の制定又は改正により、府の事務について、市町村と一体的に、又は市町村が既に有している事務と一連のものとして行うことが必要となる場合や、すでに移譲されている事務について、その種類や範囲に変更が生じる場合などに該当する場合は、府側から市町村に対して協議を行い、その同意を得て、当該事務を移譲する「協議方式」を平成17年度より導入しています。

このように申出あるいは協議方式に係わらず事務移譲を行った場合には、府は市町村に対して事務執行に必要な人件費相当の交付金、事務費相当の交付金、また、移譲初年度においては、初期的経費に係る交付金を「移譲事務交付金」^{*3}として交付しています。更に、移譲事務の円滑な執行に資するため、本分権推進制度に基づき実施される事務移譲について、府は市町村の要請に応じ、府職員の市町村への派遣、市町村職員を研修生として受け入れるなど必要な人的支援を行っています。

なお、分権推進制度で移譲される事務については、平成12年度から、条例による事務処理特例制度（地

方自治法第252条の17の2)によって、条例化が図られており、市町村が当該事務を行う根拠となっています。この条例による事務処理特例制度は、地方分権一括法など法律により、国から都道府県に、また都道府県から市町村に移譲するものと異なり、地域の実情に応じて事務移譲を推進することを目的として導入されたものです。

【事務移譲の実績】

これまで分権推進制度により移譲された実績は、表Aの通りです。平成18年4月1日現在、76事務（平成19年1月1日現在、79事務）を移譲してきましたが、これを他都道府県での移譲状況と比較したものが表Bであり、全国的に見ると移譲している法律数の全国順位は下がりつつあるのが現状です。

表A

年 度	移譲事務数 ^{*4}
平成10年度	14事務
平成11年度	16事務
平成12年度	8事務
平成13年度	26事務
平成14年度	11事務
平成15年度	16事務
平成16年度	8事務
平成17年度	8事務
平成18年度	16事務

表B^{*5}

年 度	移譲法律数	前年伸び率	全国順位
平成13年度	47	134.3%	9
平成14年度	46	97.9%	10
平成15年度	42	91.3%	13
平成16年度	41	97.6%	14
平成17年度	40	97.6%	18
平成18年度	38	95.0%	26

この移譲法律数のカウントの仕方ですが、ある法律に基づく都道府県事務を移譲する場合、全ての条項を移譲しなければ、1法律としてカウントできないものではなく、例えば、医療法における病院の開設許可申請だけを市町村で経由する場合においても、当該経由事務を移譲すれば1法律を移譲した扱いとしています。また、すべての市町村に移譲しなくて

も、市町村の1団体にでも移譲しておれば同様の扱いとしており、必ずしも単純比較ができるものではありません。

しかしながら、表Cのとおり他府県での移譲法律数が増えている中、逆に、府の移譲法律数が減少しており、その理由のひとつとして、府内市町村では、財政状況の悪化^{*6}に直面していることが挙げられます。また、定員管理の適正化など平成21年度までの行政改革の具体的取組を明示した集中改革プランに先駆けて、人件費・職員定数の純減を実施^{*7}しており、新たな事務移譲に対して消極的にならざるを得なかったことが理由のひとつとして考えられます。また府内43市町村中、2市が政令市、2市が中核市、7市が特例市^{*8}であり、市町村の規模等に応じた法令等を根拠とする移譲がある程度進んでいることも、事務移譲の法律数が減少してきている理由のひとつとして考えられます。

このように「市町村への事務移譲」をめぐる環境には厳しいものがありますが、地方分権の意義及び事務移譲の必要性に照らして考えますと、「市町村が地域の実情に即して、住民に身近な行政をより総合的に展開できるよう」^{*9}府と市町村が一体となって事務移譲推進に向けた検討を行うことが求められます。

関連する事務の一括移譲 (パッケージ移譲)方式の導入

その具体的な検討については、府と市町村で共同設置している大阪府・市町村分権協議会（以下、「分権協議会」という。）において平成17年1月からはじめています。その検討の過程では、府内市町村の行財政規模が極めて多様であることから、市町村の規模段階別に移譲する仕組みが必要であるなど様々な意見が出されました。そして、具体的に事務移譲を推進する方策として、行政分野ごとに関連性を有する事務の一括移譲「パッケージ移譲」方式の導入を柱とする報告書「さらなる地方分権の推進に向けて」が平成18年2月に取りまとめられました。この報告書の内容については、市長会・町村長会の承認も受

け、大阪府が新たな事務移譲制度を創設した際には、各市町村が自主的に事務移譲に取り組まれることに加え、市長会・町村長会においても統一的な取組を検討することが決定されています。

表C 都道府県別移譲法律数とパッケージ移譲の導入状況

都道府県名	H17		H18		※ パッケージ 移譲の導入 年度・数		パッケージ 移譲の実績	増額 措置
	※移譲 法律数	順位	※移譲 法律数	順位				
北海道	34	24	61	6	⑩	53	なし	×
青森県	18	41	25	32	⑩	30	H19～	検討中
岩手県	19	38	38	27	予定なし			
宮城県	50	10	59	9	⑩	10	なし	検討中
秋田県	75	3	78	3	⑩	8	なし	
山形県	25	29	24	34			検討中	
福島県	50	10	51	15			検討中	
茨城県	37	22	41	23	⑩	4	9市	○
栃木県	59	6	59	9			検討中	
群馬県	25	29	25	32			検討中	
埼玉県	76	2	77	4	⑩	5	46市町村	○
千葉県	42	17	43	20			検討中	
東京都	22	34	24	34	予定なし			
神奈川県	49	12	52	13	⑩	1	なし	検討中
新潟県	51	9	52	13	⑩	15	H19～	検討中
富山県	52	8	54	12			検討中	
石川県	23	32	22	40	予定なし			
福井県	22	34	33	28			検討中	
山梨県	27	27	28	30	予定なし			
長野県	44	16	44	19			検討中	
岐阜県	48	13	60	8			検討中	
静岡県	109	1	114	1	予定なし			
愛知県	47	14	51	15	⑩	3	なし	検討中
三重県	21	37	21	44	⑩	13	12市町	○
滋賀県	22	34	22	40			検討中	
京都府	15	45	15	46	予定なし			
大阪府	40	18	38	26	⑩	19	H19～	○
兵庫県	67	4	66	5	予定なし			
奈良県	26	28	26	31	予定なし			
和歌山県	19	38	22	40	⑩	3	なし	検討中
鳥取県	23	32	24	34	予定なし			
島根県	16	44	23	39	予定なし			
岡山県	36	23	61	6	⑩	9	なし	×
広島県	62	5	93	2	予定なし			
山口県	59	6	59	9	⑩	20	なし	○
徳島県	15	45	20	45	⑩	9	H19～	○
香川県	38	21	40	25			検討中	
愛媛県	47	14	47	17	⑩	18	3市	×
高知県	19	38	24	34	予定なし			
福岡県	24	31	24	34	予定なし			
佐賀県	40	18	42	21	⑩	6	なし	×
長崎県	29	26	47	17			検討中	
熊本県	17	43	31	29	⑩	11	なし	×
大分県	40	20	41	23	予定なし			
宮崎県	18	41	22	40	⑩	22	H19～	検討中
鹿児島県	32	25	42	21	⑩	6	なし	×
沖縄県	8	47	8	47			検討中	

※社団法人地方行政調査会調査資料(H18. 6. 26)より

移譲事務の組み合わせとパッケージ移譲 推進のための新たな支援制度について

表Cによると、平成18年度現在パッケージ移譲方式を導入済みの都道府県が15道県、大阪府のように平成19年度から導入するものが5府県、導入を検討中が13県となっており、またパッケージ数は、1パッケージの神奈川県から53パッケージの北海道まで

様々です。これらパッケージ移譲方式を導入済みの15道県中、パッケージ移譲の実績があるのは、わずか4県にすぎません。

このようにパッケージ移譲による事務移譲が進まない理由としては、パッケージ移譲は、移譲する法律・条項数が多く、申請書類等の様式や例規の整備などの事前準備に、また、職員が事務を習熟するのに相当な時間と労力を要することから、事務移譲の受け手側である市町村の負担が大きいことが考えられます。

【パッケージ移譲推進にあたっての留意点】

都道府県の事務の中には事務移譲には適さない事務もあり、移譲事務の組み合わせにあたっては、市町村からの意見を十分踏まえることが重要です。また、府・市町村の両方の立場に立って事務移譲のメリット・必要性を検証しておかなければなりません。

更に、新たな支援制度の導入など、市町村からパッケージ移譲の申出が行われるようなインセンティブ制度の導入も不可欠です。他府県の中には、独自の支援制度を設けているところがありますが、移譲対象の市町村を限定していたり、事務の組み合わせについても、パッケージ数が少なく市町村が自主的に選択しにくいといったものもあります。

市町村へのパッケージ移譲にあたっては、①どのように事務を組み合わせるかということと、②パッケージ移譲を推進するための支援制度の導入など、市町村がパッケージ移譲を受け入れやすくする工夫が不可欠だといえるでしょう。

以上の観点に立ち、パッケージ移譲における事務の組み合わせ等については、市町村と協議を行いつつ制度の構築に努めたところですが、実際の事務の組み合わせにあたっては、市町村の規模や市町村が事務移譲を受ける際に、建築技術職などの専門職が必要なのか否かによる区分など市町村の実情を踏まえたパッケージを作成して欲しいといった具体の要望がありました。また、業務の関連性についても、府の担当課の意見を踏まえ、移譲事務を施策分野別・市町村の規模別に区分した「19のパッケージ」(表Dのとおり)を作成しました。分野別には、生活

分野が3、福祉分野が5、商工分野が2、環境分野が3、まちづくり分野が6パッケージとなりました。また、市町村の規模別は、政令市対象が7、中核市対象が9、特例市対象が12、市と町村対象が17パッケージとなっています。なお、規模が大きい市ほど対象パッケージ数が少ないのは、大都市特例制度による法定移譲が進んでいることが要因です。

19のパッケージのうち、新しく移譲する事務で組み合わせたものは13パッケージ、既に移譲したことがある事務で組み合わせたものが6パッケージあり、パッケージ移譲対象の法令条項数は51法令448条項（うち新規移譲となるのは23法令286条項）となっています。

【事務移譲を推進する新たな支援制度】

このように多岐にわたる権限を市町村が自主的に選択できるように複数のパッケージを作成しましたが、パッケージ移譲を今後推進し、また厳しい行財政状況の中で、事務移譲に積極的に取り組む市町村を支援することを目的として、インセンティブとなる新たな支援制度を従前からの支援制度（※3参照）に加えて創設したいと考えています。

その概要は、19のパッケージを業務の量、内容（事務遂行の難易度）により3区分し、パッケージ単位で移譲した時に区分ごとに定めた交付金（パッケージ移譲交付金Ⅰ・Ⅱ）を交付しようとするものです。

交付金Ⅰは、パッケージ移譲がこれまでの個別事務の移譲に比べて準備が非常に大きなものとなることから、それを支援するため、研修経費や事務受入の準備経費等を定額交付しようとするものです。また、交付金Ⅱは、パッケージ移譲にあたり、府に受け入れた研修生の人件費の一部に相当する額を交付しようとするものです。研修生の人件費はこれまで全額市町村が負担していましたが、実質的な人的支援として制度化しようとするものです。詳細については、大阪府・市町村分権協議会が発行している次（第29号）の「分権ダイアリー」で紹介させていただきます。

おわりに

今回、新たな移譲制度として導入するパッケージ移譲については、市町村とともに作成した移譲事務の組み合わせ（パッケージ）案を昨年8月に市町村に提示後も、同年12月には、府内数ヶ所において11回にわたり移譲事務の説明会を開催するなど、具体の移譲事務について市町村と協議・調整を図ってまいりました。その結果、市町村が統一的に取り組むものと決定いただいた生活用品の品質を適正に表示するよう指導等を行う「消費生活」、身体障害者手帳の再交付を移譲することにより交付期間が短縮できるようになる「障害者支援」、商工会、商工会議所の定款変更の認可や、商工団体が作成した計画の認定などを行う「産業振興Ⅱ」、メジロ・ホオジロなどの飼養登録や、猪・イタチの捕獲許可などを行う「鳥獣保護等」の4パッケージをはじめ8つのパッケージ（28法令179条項）を平成19年4月に移譲する予定となっています。この間、限られた期間の中で大変な調整をいただいた市町村の担当課の皆様にご心から感謝申し上げます。

今後も、地方分権の大きな流れは広がっていくばかりと思われれます。それぞれの市町村が事務移譲の受け入れに積極的に取り組まれ、地方分権改革の基本理念である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」が実現されることを願っております。

注 釈

- ※1 大阪府・市町村分権協議会『地方分権資料集 [追録]』1997年、106頁。
- ※2 大阪版地方分権推進制度実施要綱「第2 分権計画」及び「様式第1」より。
- ※3 大阪版地方分権推進制度実施要綱「第3 3 事務移譲に伴う財源措置」より。交付金額は、人件費（＝当該市町村の普通会計一般職員の1人1時間当たりの人件費×当該市町村の当該事務に見込まれる年間所要時間）と事務費（＝当該市町村の当該事務に見込まれる事務処

理1件当たりの額×当該市町村における交付年度中の処理件数)と初期的経費(当該事務の準備等に必要な備品購入費など)の3種類である。

- ※4 平成19年1月1日現在。
同一事務であっても複数年度で移譲した場合は、各年度で重ねて計上しているため、合計が79となっていない。
移譲事務数は、当該事務をはじめて移譲した時の組合せを単位としており、1事務であっても、1条項のものから複数条項により成り立っているものまで様々である。
- ※5 各年度4月1日現在。
移譲法律数には、条例に基づく事務移譲のものは含まない。
平成18年6月26日(社)地方行財政調査会調査資料より。
- ※6 例えば、扶助費で見ると、1965年における歳出決算構成比は4.95%であったが、2003年には18.38%になっている。全国平均では、1965年は6.19%であったが、2003年には10.92%と推移していることに比して上昇の割合が高い。また、経常収支比率の推移を見た場合、平成12年が95.3%(全国平均83.6%)、平成13年が95.1%(同84.6%)、平成14年97.3%(同87.4%)、平成15年96.4%(同87.4%)、平成16年96.7%(同90.5%)と軒並み高い値である。
- ※7 大阪府では政令市を除く41市町村の平成17年の職員数は、平成11年より▲12.1%(全国平均▲6.6%)の純減率。平成22年までに、更に▲9.2%(全国平均▲8.0%)の純減率を集中改革プランによる数値目標としている。
- ※8 堺市が平成8年中核市に移行。平成18年政令市に移行。
豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市が平成13年特例市に移行。
岸和田市が平成14年特例市に移行。
高槻市が平成15年中核市に移行。
東大阪市が平成17年中核市に移行。

- ※9 大阪府・市町村分権協議会『さらなる地方分権の推進に向けて』はしがき。

参考文献

- ・(社)地方行財政調査会調査資料第6301号「市町村への事務移譲の実施状況調べ(18.4.1現在)」(平成18年6月)
- ・大阪府・市町村分権協議会「さらなる地方分権の推進に向けて」(平成18年2月)
- ・学陽書房「地方自治法の要点」檜垣正己著(平成17年8月)
- ・学陽書房「地方自治の法としくみ」原田尚彦著(平成17年4月)
- ・ぎょうせい 最新地方自治法講座「地方公共団体のあり方と市町村合併」久保信保編集(平成15年10月)
- ・地方分権推進本部「スタート!地方分権」(平成12年3月)
- ・大阪府・市町村分権協議会「地方分権資料集[追録]」(平成9年2月)

表D 新たな制度（パッケージ方式）による事務移譲一覧表

◎「住民との協働」パッケージ 【対象：全市町村】 2法令23条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	生活文化	特定非営利法人の設立の認証等	特定非営利活動促進法 租税特別措置法施行令	全市町村

◎「消費生活」パッケージ 【対象：全市町村（ただし、政令市は※1を除く）】 6法令23条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
既	生活文化	家庭用品の品質表示に係る調査・指示	家庭用品品質表示法	全市町村
既		家庭用品の品質表示に係る改善指示に従わない場合の公表等	家庭用品品質表示法施行令	全市町村
既		消費生活用製品の危害防止に係る調査等	消費生活用製品安全法 消費生活用製品安全法施行令	全市町村
既		特定物資の販売価格の動向及び需給に関する調査等 ※1	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	中核市、特例市、市、町村
既		指定物資の販売価格の表示に関する指示等 ※1	国民生活安定緊急措置法	中核市、特例市、市、町村

◎「暮らしの安心」パッケージ 【対象：全市町村】 4法令4条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
既	生活文化	電気用品販売事業場の立入検査等	電気用品安全法 電気用品安全法施行令	全市町村
既		ガス用品販売事業場の立入検査等	ガス事業法 ガス事業法施行令	全市町村

◎「子育て応援」パッケージ 【対象：特例市、市、町村】 3法令28条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	福祉	児童福祉施設（保育所）の設置に係る認可等	児童福祉法 児童福祉法施行規則	特例市、市、町村
新		認可外保育施設からの届出の受理等	児童福祉法	特例市、市、町村
新		社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）開始の届出の受理等	社会福祉法	特例市、市、町村

◎「障害者支援」パッケージ 【対象：特例市、市、町村】 5法令7条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	福祉	身体障害者手帳の再交付（紛失・破損等）	身体障害者福祉法施行令	特例市、市、町村
新		交付済手帳の返還受領	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行規則	特例市、市、町村
新		身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関する書類の経由事務	大阪府身体障害者福祉法施行細則	特例市、市、町村
新		身体障害者についての障害の程度に関する書面による証明	公職選挙法施行令	特例市、市、町村

◎「老人福祉Ⅰ」パッケージ 【対象：政令市・中核市】 2法令53条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	福祉	有料老人ホーム設置の届出の受理等	老人福祉法	政令市・中核市
新		介護老人保険施設（介護保健施設サービスの許可等	介護保険法	政令市・中核市
新		指定介護老人福祉施設（介護福祉施設サービスの指定等		政令市・中核市

◎「老人福祉Ⅱ」パッケージ 【対象：特例市、市、町村】 2法令11条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	福祉	有料老人ホーム設置の届出の受理等（29人以下の施設対象）	老人福祉法	特例市、市、町村
新		社会福祉事業（老人福祉センターを運営する事業）開始の届出の受理等	社会福祉法	特例市、市、町村

◎「老人福祉Ⅲ」パッケージ 【対象：特例市、市、町村】 1法令8条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	福祉	地域密着型特別養護老人ホームの設置認可等（29人以下の施設対象）	老人福祉法	特例市、市、町村

◎「産業振興Ⅰ」パッケージ 【対象：中核市、特例市、市、町村】 2法令21条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	商工	大規模小売店舗新設届出の受理等	大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法附則	中核市、特例市、市、町村

◎「産業振興Ⅱ」パッケージ 【対象：全市町村（ただし、政令市は※2を除く）】 8法令53条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	商工	商工会等の基盤施設計画の認定等	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	全市町村
新		商店街整備計画等の認定等	中小小売商業振興法 中小小売商業振興法施行令	全市町村
新		商工会議所の定款変更の認可等	商工会議所法 商工会議所法施行令	全市町村
既		商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可	商工会議所法	全市町村
新		商工会の設立認可等	商工会法	全市町村
既		商工会の定款変更の認可等		全市町村
既		工場の新・増設に関する届出受理、変更命令等 ※2	工場立地法 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	中核市、特例市、市、町村

◎「鳥獣保護等」パッケージ 【対象：全市町村】 2法令25条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	環境	鳥獣の飼養の登録事務等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	全市町村
		鳥獣の捕獲等の許可等		全市町村

◎「環境保護Ⅰ」パッケージ 【対象：政令市、中核市、特例市（ただし、※3の市、町村へのパッケージ移譲は「環境保護Ⅱ」による）】 3法令4条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	環境	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の経由及び意見の添付等	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	政令市、中核市、 特例市
新		深夜における営業等の制限に係る規制 ※3	騒音規制法 大阪府生活環境の保全等に関する条例	全市町村

◎「環境保護Ⅱ」パッケージ 【対象：市、町村（ただし、※3の政令市、中核市、特例市へのパッケージ移譲は「環境保護Ⅰ」による）】 3法令10条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
既	環境	悪臭原因物の排出を規制する地域の指定等	悪臭防止法	市、町村
新		深夜における営業等の制限に係る規制 ※3	騒音規制法 大阪府生活環境の保全等に関する条例	全市町村

◎「都市計画」パッケージ 【対象：市、町村】 2法令13条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
既	まちづくり	都市計画法に基づく測量等の際の試掘の許可	都市計画法	市、町村
		都市計画施設等の区域内における建築の規制		市、町村
		都市計画事業の認可後の事業地内における建築の許可		市、町村
既		路外駐車場設置(変更)の届出の受理等	駐車場法	市、町村

◎「国土利用計画」パッケージ 【対象：中核市、特例市、市、町村（ただし、中核市は※4を除く）】 4法令25条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	まちづくり	国土利用計画法に基づく事後届出等に関する事務	国土利用計画法 国土利用計画法施行令	中核市、特例市、 市、町村
		遊休土地に関する事務	国土利用計画法	中核市、特例市、 市、町村
新		地方公共団体等の土地の買取り希望の届出受理等 ※4	公有地の拡大の推進に関する法律 公有地の拡大の推進に関する法律施行令	特例市、市、町村

◎「街づくりⅠ」パッケージ 【対象：市、町村】 2法令10条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
既	まちづくり	土地区画整理促進区域内における建築物の新築等に係る許可等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	市、町村
既		土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等	土地区画整理法	市、町村

◎「街づくりⅡ」パッケージ 【対象：市、町村】 2法令52条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
新	まちづくり	マンション建替え合意者による組合設立の許可等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	市、町村
新		防災街区計画整備組合の設立認可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	市、町村

◎「街づくりⅢ」パッケージ 【対象：市、町村（ただし、特例市は※5を個別移譲の対象）】 3法令59条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
既	まちづくり	個人の土地区画整理事業の施行認可等	土地区画整理法	市、町村
既		土地区画整理組合の設立認可等	土地区画整理法 土地区画整理法施行令	市、町村
既		農住組合の設立認可等 ※5	農住組合法	特例市、市、町村

◎「街づくりⅣ」パッケージ 【対象：市、町村】 3法令33条項

新規	分野	事務の名称	根拠法令	移譲対象市町村
既	まちづくり	優良住宅の認定等	租税特別措置法 租税特別措置法施行令	全市町村 (特例市まで移譲済)
既		開発行為の許可等	都市計画法	市、町村

【概要】

・パッケージ数：19

分野別：生活文化分野(3)、福祉分野(5)、商工分野(2)、環境分野(3)、まちづくり分野(6)
対象規模別：政令市(7)、中核市(9)、特例市(12)、市(17)、町村(17)

(表の見方)

- ・パッケージ名の横の【】については、パッケージによる権限の移譲対象となる団体を表記
- ・「新規」欄は、次のとおり区分
「新」=市町村に初めて移譲する事務
「既」=一部の市町村に既に移譲されている事務、又は、過去に移譲したことがある事務
- ・「分野」欄…19パッケージを分野別に区分した場合の分野
- ・「事務の名称」欄…主たる事務の名称
- ・「根拠法令」欄…移譲権限の根拠たる法令
- ・「移譲対象市町村」欄…事務移譲の対象となる団体